

表1 定期監督等実施事業場数

	定期監督等 実施事業場数 (A)	労働基準関係法令違反 があった事業場数 (B)	B/A (%)
合計	12,326	9,308	75.5%
製造業	1,049	886	84.5%
鉱業	1	1	100.0%
建設業	5,159	3,822	74.1%
運輸交通業	399	287	71.9%
貨物取扱業	38	26	68.4%
農林業	9	7	77.8%
畜産・水産業	0	0	-
商業	1,754	1,411	80.4%
金融広告業	266	186	69.9%
映画・演劇業	113	101	89.4%
通信業	29	13	44.8%
教育研究業	396	289	73.0%
保健衛生業	416	314	75.5%
接客娯楽業	881	713	80.9%
清掃・と畜業	219	163	74.4%
官公署	1	1	100.0%
その他の事業（注）	1,596	1,088	68.2%

（注）「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 主な違反事項別事業場数

①労働基準法違反

労働条件明 示 (15条)	賃金不払 (23・24条)	労働時間 (32・40条)	休憩 (34条)	休日 (35条)	割増賃金 (37条)	就業規則 (89条)	賃金台帳 (108条)
1,196	519	3,241	322	261	2,385	1,246	1,648

②労働安全衛生法違反

安全衛生管理体 制 (10～19条 (14条を除く))	作業主任 者 (14条)	安全基準 (20～25条)	衛生基準 (20～25条)	特定元方事業者 ・注文者 (30・31条)	定期自主検 査 (45条)	作業環境測 定 (65条)	健康診断 (66条)
1,042	345	2,502	243	798	143	101	1,026